

## 助成費支払いまでの流れ

サービス提供から、助成費の支払いまでの流れは以下のとおりです。

	～12月	1月	2月	3月
グループホーム事業者	②口座振替依頼書 (委任状)	③サービス提供	④介護給付費請求書 ⑤助成費支給申請書	(3月25日頃) (3月25日頃)
国保連合会			(2月10日まで)	介護報酬支払い
保険者(名古屋市) (市役所)	★		(2月末日まで)	⑥助成費の支払い及びお知らせの送付
(区役所・支所)	★ 認定証の交付			
助成対象者	①認定申請書、 家賃等確認書	助成の現物給付		

### ①認定申請（助成対象者）

助成対象者は、住所地の区役所福祉課または支所区民福祉課へ認定申請を行い、助成認定証の交付を受けます。事業者による申請書等の提出は可能です（申請者名は助成対象者本人の名前であることが必要）。認定申請の際、資産要件が確認できる書類等とあわせて、「名古屋市認知症高齢者グループホーム家賃等利用者負担額確認書」を提出します。

家賃等利用者負担額確認書のうち、居住費金額については事業者が記載し、事業者名等の記載が必要です。また、居住費金額に変更がある場合、助成認定証の更新時には、その都度、家賃等利用者負担額確認書の提出が必要です。

### ②口座振替依頼書の提出（事業者）

助成費の支払いは現物給付により事業者（法人）の口座へ振り込むため、「口座振替依頼書」をあらかじめ名古屋市介護保険課へ提出します。

※事業者（法人）の口座ではなく、事業所（施設）の口座等に助成費を振り込む場合は、あわせて「委任状」の提出が必要です。

### ③サービスの提供（事業者）

事業者は助成対象者にサービス提供を行い、助成費分を差し引いた居住費等を

助成対象者から徴収します。

※助成対象者あての請求書・領収書には、居住費助成分を差し引いて徴収していることがわかるよう、記載をしてください。

＜記載例＞	
平成〇〇年〇月分家賃	50,000円
名古屋市グループホーム居住費助成分	▲20,000円
・	
・	
・	
<hr/>	
合計	～ 円

#### ④介護報酬の請求（事業者）

事業者は、サービス提供の翌月10日までに国保連合会へ（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス費を請求します。

事業者の国保連合会への請求方法に変更はありませんが、給付費明細書「入居実日数欄」をもとに居住費の計算をしますので、誤りのないよう正確な日数を記載してください（入居実日数には、外泊期間や入院期間（入退院日は除く）は含みません）。

#### ⑤助成費の請求（事業者）

事業者は、サービス提供月の翌月末日までに名古屋市介護保険課へ「名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費助成費支給申請書」を提出します（郵送・オンライン申請可）。支給申請書は事業所単位で作成してください。

要介護認定更新申請等により月遅れ請求を行う場合は、介護報酬の請求を行う月にあわせて、支給申請書を提出してください。

#### ⑥助成費の支払い（名古屋市介護保険課）

名古屋市は、事業者から提出された支給申請書及び助成対象者の給付実績（利用日数等）を確認し、支給するべき助成費があれば、事業者の口座に振り込みます。あわせて、事業者あて「支払いのお知らせ」を送付します。

助成費の支払い時期は、国保連合会へ介護報酬を請求し、市介護保険課へ助成費支給申請書を提出した翌月の25日（休庁日の場合は翌開庁日）になります。いずれか一方のみの提出では、助成費は支払われませんので注意してください。